

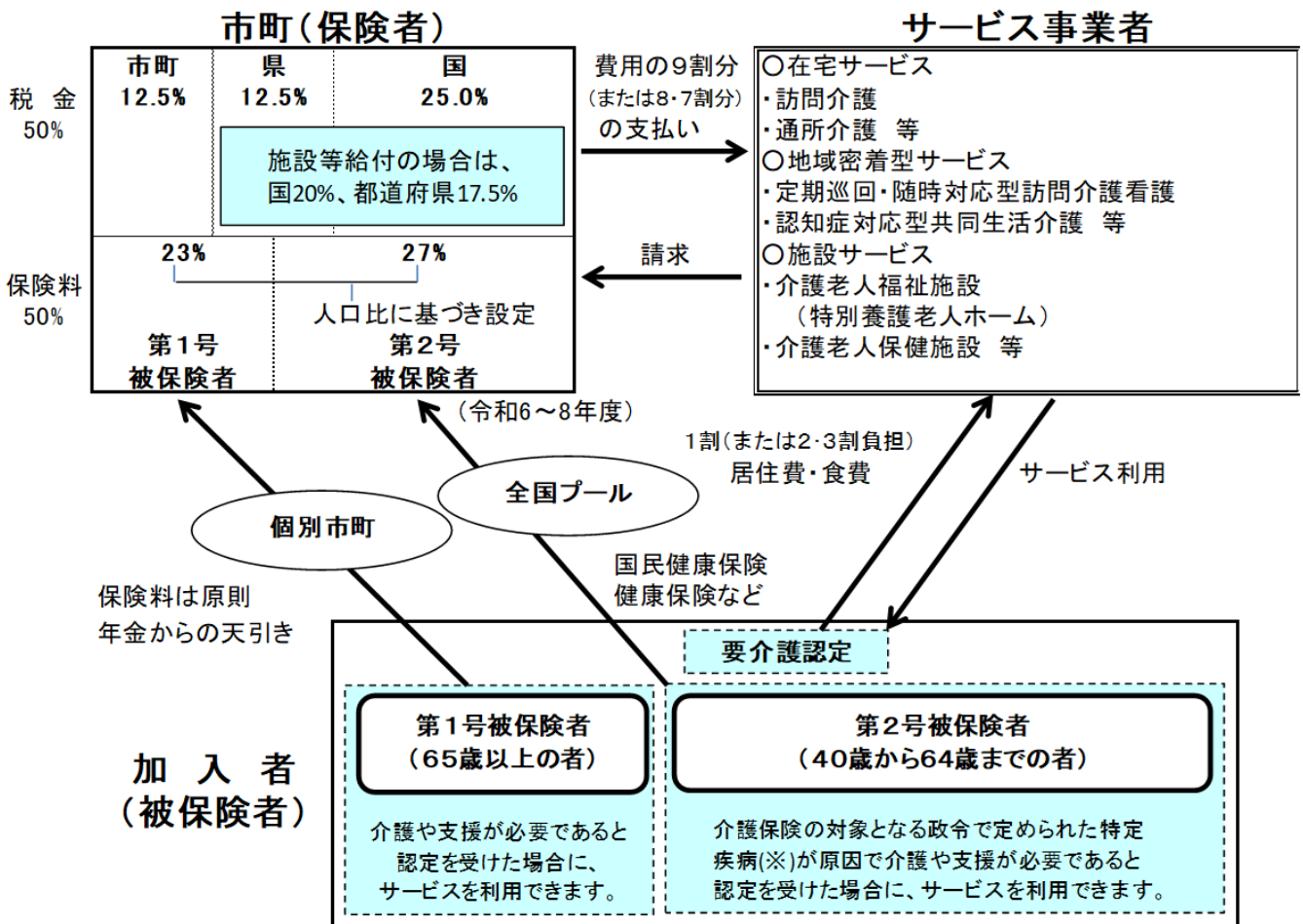
# 介護保険のあらまし

## 1 介護保険制度の目的

- 介護保険は、入浴・排せつ・食事などの日常生活のお世話や、機能訓練、看護・療養上の管理などが必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、平成12年4月からスタートしました。
- 介護が必要になっても、その人の心身の状態や環境等に応じたサービス利用により、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

## 2 介護保険制度のしくみ

- 介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり納める保険料と、国・県・市町からの公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護（予防）サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。

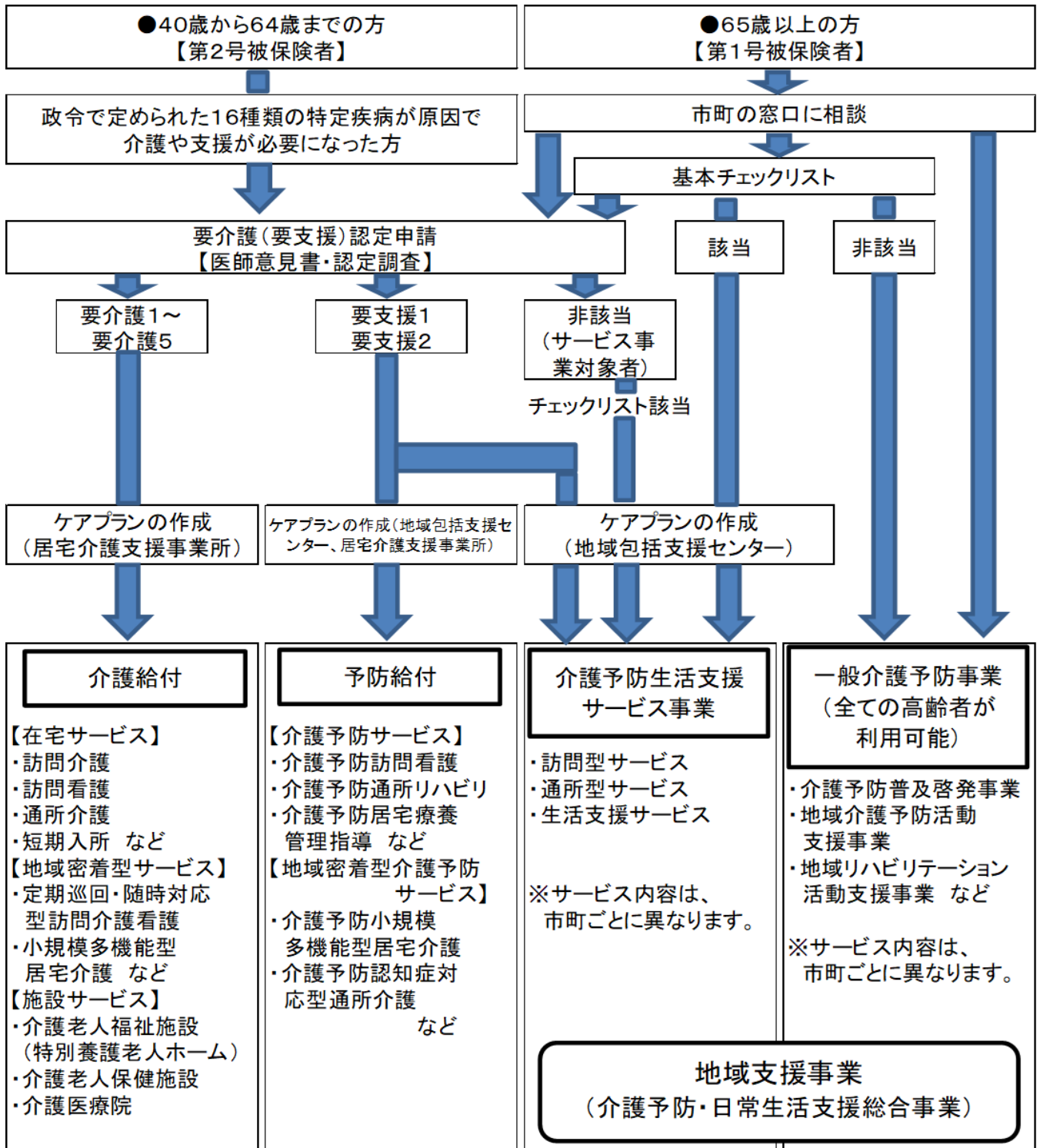


(※)政令では次の16種類が特定疾病として指定されています。

①がん(末期)、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変成症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老病、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### 3 介護保険サービス利用手続きの流れ

- 介護保険制度の運営は、お住まいの市町が行います。国や県は、市町の事業運営が円滑に行われるように支援します。
- 介護保険サービス利用にあたっては、お住まいの市町にご相談ください。



## 4 介護保険サービスの利用負担

■ 介護保険のサービスを利用したときは、サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者<sup>※1</sup>は2割又は3割）を利用者が負担し、残りの9割（一定以上所得者<sup>※1</sup>は8割又は7割）は、保険者（市町）からサービス提供事業者を支払われます。なお、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合等の食費・居住費（滞在費）や、日帰りで通うサービスを利用した場合の食費は、全額が利用者の負担です。

- ※1 8割：第1号被保険者本人の合計所得金額<sup>※2</sup>が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入とその他の合計所得金額<sup>※3</sup>」の合計が346万円（単身280万円）以上の方  
 7割：第1号被保険者本人の合計所得金額<sup>※2</sup>が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入とその他の合計所得金額<sup>※3</sup>」の合計が463万円（単身340万円）以上の方
- ※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額。なお、介護保険では、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除（ただし、控除後、合計額が0円を下回る場合は0円とする）した額で算定する。さらに、長期譲渡所得、短期譲渡所得にかかる特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いた額とする。
- ※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額に租税特別措置法第41条の3の3第2項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を除いた額

■ 在宅サービスでは、1か月に利用できるサービスの限度額（支給限度基準額）が要介護度に応じて定められています。限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

なお、1割（又は2割・3割）の自己負担が著しく高額となる場合は、上限を設けて負担軽減を図る制度があります。（高額介護サービス費）【4ページ参照】

※右表では地域区分単価を一般単価（1単位10円）で計算しています。お住まいの市町や利用するサービスの種類により異なる場合があります。

要介護度	利用限度額 （1か月）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

■ 施設サービス（短期入所サービスを含む）を利用した場合は、サービスの自己負担のほかに、居住費、食費及び日常生活費が必要となります。

下記金額は制度改正後（令和6年8月以降）の数値です。  
4～7月は改正前のとおりです。

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者負担例【要介護5の場合】（単位：万円/30日）

利用者 自己負担割合	居住環境	利用者 負担段階	自己負担	食費	居住費	合計
1割	ユニット型 個室	第1段階	1.5	1.0	2.7	5.2
		第2段階	1.5	1.2	2.7	5.4
		第3段階①	2.5	2.0	4.2	8.7
		第3段階②	2.5	4.1	4.2	10.8
		第4段階	2.8~4.5	4.4	6.2	13.4~15.1
	多床室 （相部屋）	第1段階	1.5	1.0	0.0	2.5
		第2段階	1.5	1.2	1.1	3.8
		第3段階①	2.5	2.0	1.1	5.6
		第3段階②	2.5	4.1	1.1	7.7
		第4段階	2.8~4.5	4.4	2.7	9.9~11.6
2割 ・ 3割	ユニット型 個室	第4段階	4.5~ 14.0	4.4	6.2	15.1~24.6
	多床室 （相部屋）	第4段階	4.5~ 14.0	4.4	2.7	11.6~21.1

日常生活費

- 注1：「利用者負担段階」は、食費・居住費の軽減制度（補足給付）【4ページ参照】と同一です。  
 注2：「自己負担」は地域によって異なります（表は1単位10円の場合）。なお、第1～第3段階の自己負担は、軽減制度（高額介護サービス費）【4ページ参照】適用後の額です。  
 注3：「食費」、「居住費」は、国が示す標準的な金額であり、実際の額は各施設で異なります。第1～第3段階の食費・居住費は、軽減制度（補足給付）適用後の額です。

## 5 利用者負担額の軽減制度

- 介護保険サービスの利用者負担には、以下のような軽減制度があります。

**詳細は、お住まいの市町へお問い合わせください。**

### ① 利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

区 分	負担の上限（月額）
課税所得 690 万円以上	世帯で 140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯で 93,000 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	世帯で 44,400 円
一般世帯	世帯で 44,400 円
世帯全員が市町民税非課税	世帯で 24,600 円
・老人福祉年金受給者	個人で 15,000 円
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	個人で 15,000 円
生活保護受給者等	個人で 15,000 円

### ② 食費や居住費の負担軽減（特定入所者介護サービス費【補足給付】）

低所得の人の施設サービス等の利用が困難とならないように、市町への申請により食費や居住費の負担額が、所得及び資産等に応じて軽減される制度があります。

利用者負担段階		居住費の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室 (従来型個室)	多床室	
下記金額は制度改正後(令和6年8月以降)の数値です。 4～7月は改正前のとおりです。					
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が市町民税非課税で高齢福祉年金を受給している方	880円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市町民税非課税で合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	550円 (480円)	430円	390円
第3段階①	世帯全員が市町民税非課税で合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円
第3段階②	世帯全員が市町民税非課税で合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円
(参考)国が定める基準費用額		2,066円	1,728円 (1,231円)	915円	1,445円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所、または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額



③ 介護と医療の負担が高額になったとき（高額医療合算介護サービス費）

1年間（前年8月から7月まで）の介護保険と医療保険の両方の負担額を合算して著しく高額になった場合は、申請により限度額を超えた分が後から支給されます。

④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等により提供されるサービスの利用者のうち、特に生計が困難な人と市町が認めた方に対して、利用者負担の1割と食費・居住費負担の軽減を受けることができます。

**6 介護保険料のしくみ**

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

【決め方】

65歳以上の方の介護保険料は、市町の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）のうち第1号被保険者分の23%分を市町の第1号被保険者の人数で割った額を基準額として決めます。この基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります。

（保険料は、原則3年を1期として定めることになっています。）

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{市町で介護給付にかかる費用} \times \text{第1号被保険者の負担分 (23\%)}}{\text{市町の第1号被保険者の人数}}$$

(一般的な保険料段階設定の例)

所得段階	対象者	保険料額
第1段階	生活保護被保護者 世帯全員が市町民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町民税非課税で前年の公的年金収入と合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額×0.455
第2段階	世帯全員が市町民税非課税で前年の公的年金等収入と合計所得金額との合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.685
第3段階	世帯全員が市町民税非課税で前年の公的年金等収入と合計所得金額との合計額が120万円超の方	基準額×0.69
第4段階	本人が市町民税非課税で世帯内に市町民税課税者がいて、前年の公的年金等収入と合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額×0.9
第5段階	本人が市町民税非課税で世帯内に市町民税課税者がいて、前年の公的年金等収入と合計所得金額との合計額が80万円超の方	基準額×1.0
第6段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額120万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.7
第10段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.9
第11段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.1
第12段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.3
第13段階	本人が市町民税課税で前年の合計所得金額720万円以上	基準額×2.4

※市町によっては、被保険者の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、さらに保険料段階を細分化（多段階化）しているケースがあります。【8ページ参照】

### 【保険料の納め方】

介護保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書又は口座振替による納付（普通徴収）があります。特別徴収は、老齢・退職・遺族又は障害年金の年額が18万円以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年6回）の際に保険料が天引きされます。

#### (2) 40歳以上から64歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

40歳から64歳の方の保険料は、医療保険の保険料と一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

## 7 介護保険に関する相談窓口

保険料や要介護認定に対する疑問、サービスの利用の仕方や自己負担、さまざまな負担軽減措置の内容、介護サービスに関する不満などは、まずはお住まいの市(区)町の介護保険担当課もしくは地域包括支援センターにご相談してください。

### ①市(区)町連絡先一覧

市町名	代表電話番号	市町名	代表電話番号	市町名	代表電話番号
神戸市	078-331-8181	芦屋市	0797-31-2121	朝来市	079-672-3301
東灘区	078-841-4131	伊丹市	072-783-1234	淡路市	0799-64-0001
灘区	078-843-7001	相生市	0791-23-7111	宍粟市	0790-63-3000
中央区	078-335-7511	豊岡市	0796-23-1111	加東市	0795-42-3301
兵庫区	078-511-2111	加古川市	079-421-2000	たつの市	0791-64-3131
北区	078-593-1111	赤穂市	0791-43-3201	猪名川町	072-766-0001
北神担当 保健福祉課	078-981-5377	西脇市	0795-22-3111	多可町	0795-32-2380
長田区	078-579-2311	宝塚市	0797-71-1141	稲美町	079-492-1212
須磨区	078-731-4341	三木市	0794-82-2000	播磨町	079-435-0355
北須磨支所 市民課	078-793-1212	高砂市	079-442-2101	市川町	0790-26-1010
北須磨支所 保健福祉課	078-793-1313	川西市	072-740-1111	福崎町	0790-22-0560
垂水区	078-708-5151	小野市	0794-63-1000	神河町	0790-32-2421
西区	078-940-9501	三田市	079-563-1111	太子町	079-276-6715
姫路市	079-221-2111	加西市	0790-42-1110	上郡町	0791-52-1111
尼崎市	06-6375-5639	丹波篠山市	079-552-1111	佐用町	0790-82-2521
明石市	078-912-1111	養父市	079-662-3161	香美町	0796-36-1111
西宮市	0798-36-5000	丹波市	0795-88-5266	新温泉町	0796-82-3111
洲本市	0799-22-3321	南あわじ市	0799-43-5001		

## ② 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、高齢者やその家族からの相談、高齢者虐待等の権利擁護、介護予防サービスや介護予防事業のケアプラン作成などを行う地域介護の中核拠点で、各市町に設置されています。

最寄りの地域包括支援センターの連絡先は、市(区)町におたずねいただくか、兵庫県ホームページ「地域包括支援センター一覧表」([https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/hw18\\_000000027.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/hw18_000000027.html))をご覧ください。



QRコードはこちら

## ③ 介護サービス苦情相談窓口（兵庫県国民健康保険団体連合会）

サービス事業者から受けた指定介護サービス内容や質に関する苦情を受付け、サービス事業者に対して調査や指導・助言を行います（市町でも受け付けています。）。

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号（センタープラザ内）

電話番号（直通）078-332-5617 FAX 078-332-5650

受付時間 8:45～17:15（土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日除く）

## ④ 兵庫県介護保険審査会

市町が行った要介護認定や保険料の賦課徴収などに違法・不当な点など不服のある方は、これらを取り消すよう求めること（「審査請求」といいます。）ができます。

兵庫県福祉部高齢政策課企画調整班

電話番号 078-341-7711 内線 2736、3110

第1号被保険者の介護保険料(第9期:令和6~8年度)

保険者名	第9期保険料基準額(月額) (円)
神戸市	6,580
姫路市	6,200
尼崎市	7,493
明石市	6,200
西宮市	6,400
洲本市	5,950
芦屋市	6,180
伊丹市	7,200
相生市	5,300
豊岡市	6,150
加古川市	5,600
赤穂市	5,700
西脇市	6,700
宝塚市	6,342
三木市	5,300
高砂市	5,900
川西市	5,880
小野市	6,000
三田市	5,276
加西市	6,500
丹波篠山市	6,400
養父市	7,000
丹波市	5,940
南あわじ市	5,500
朝来市	6,000
淡路市	5,600
宍粟市	6,700
加東市	6,100
たつの市	5,700
猪名川町	5,400
多可町	6,600
稲美町	5,100
播磨町	5,800
市川町	6,000
福崎町	6,260
神河町	6,200
太子町	6,300
上郡町	6,000
佐用町	6,900
香美町	5,748
新温泉町	5,450